

協議員選出規程

第1条 協議員は原則として卒業年度毎に3名以内を選出する。

第2条 協議員は総会の承認決議により選任される。

2. 協議員候補は、会長が副会長、正副幹事長、常任幹事と協議の上候補者名簿を作成し、幹事会の承認を得て総会に提出する。

3. 総会で協議員の立候補があった場合は、前項の候補者名簿と合わせて、出席者の過半数の承認により協議員に選任される。

第3条 総会開催から次の総会に亘る年度までの新会員並びに総会開催時に選出されず欠員となった年度の協議員については、幹事会の議を経て補充することが出来る。

第4条 本規程の改廃は幹事会が行う。

附 則 平成12年11月 3日 実施

平成24年 6月24日 改定

平成27年 6月28日 改定

令和05年 3月13日 改定